

平成20年度「子どもの『いのち』を守る強化月間」実施要項

1 趣旨

最近の子どもたちが関係する一連の事件・事故の発生を受けて、各学校において児童・生徒の安全確保に向けた取組みについて緊急に点検を行うとともに、地域において、学校・家庭・地域住民が連携・協力して子どもを見守り続ける機運を醸成するため、6月を「子どもの『いのち』を守る強化月間」とし、各学校が主体となって、地域における安全・安心の確保に向けた取組み・活動の強化を図る。

2 名称及び標語

<名称> 「子どもの『いのち』を守る強化月間」

<標語> *子どもの「いのち」を守るために、学校・家庭・地域で
コミュニケーションの輪を広げよう*

3 実施期間

平成20年6月の1か月間

4 強化月間中の取組み内容

各学校では、校長が中心となって、以下の取組みを行う。

- (1) 「いのちを守る強化月間」(6月1ヶ月間)を学校・家庭・地域に広く周知する。
- (2) 校長は、既存の学校安全マニュアル等の設定項目を参考としながら、別紙点検表により学校の実情に合わせた点検項目の設定及び再点検を早急に行い、その結果に基づいて校内及び学校評議員、**PTA**等関係者による話し合いを行う。
- (3) 学校や家庭の実情に応じて、この運動を盛上げるよう、校長の判断でスローガン作成(別添「スローガン例示」を参考)やスローガン配布物等の活用を図る。特に学校独自で作成したスローガンは、職員会議や全校集会など、あらゆる機会に教職員や生徒に配布や呼びかけにより、「いのち」を守る機運を高める。
また、保護者には、家庭用スローガンを配布し、**PTA**諸会議等において話題とする。
- (4) 各学校で作成したスローガンは、県教委に報告し、県教委で取りまとめの上、各学校に参考として情報提供する。
- (5) 地域には、「学校安全強化旬間(6月中の10日間)」と関連付けて、子どもを見守る体制の普及・拡大のため、各種関係団体へ働きかけを行う。

5 「学校安全強化旬間」の位置付け

不審者から『いのち』を守る「学校安全強化旬間」を「いのち」を守る強化月間の期間中に位置付けて、子どもの「いのち」を守る一連の事業として一元化し、実施するもの。

6 取組み内容の報告について

各学校における「いのち」を守る強化月間の取組みについては、別紙「点検表」により7月9日(水)まで、県立高等学校にあっては高校教育課あて、特別支援学校にあっては義務教育課あて、小中学校及び市立高等学校にあっては市町村教育委員会を通じて各教育事務所あて、それぞれ提出をお願いします。(各教育事務所にあては、管内市町村教育委員会分を取りまとめの上、7月28日(月)まで義務教育課あて提出願います。)